

しんにゅうせい ざいこうせい ほごしや
新入生、在校生、保護者のみなさんへ

じてんしゃつうがく
自転車通学についてのお願い

とうきょうとくぎょういくちやう じてんしゃつうがく ちやくよう わ ほうしん まくていおよ てつてい
東京都教育庁より「自転車通学におけるヘルメット着用に向けた方針の策定及び徹底
について」の通知がありました。これを受け東京都教育委員会は、こうした取組を一層強化
し、じてんしゃじやうしやじ じこ じどう せいと いのち まも すべ じどう せいと
し、自転車乗車時の事故から児童・生徒の命を守るため、全ての児童・生徒がヘルメット
をちやくよう あんぜん そうこう できることを目指し、下記のとおりのほうしん きだ
を着用し安全に走行できることを目指し、下記のとおり方針を定めました。

1. れいお ねんど から、すべ とりつがっこう において、じてんしゃ つうがく まい かなら ちやくよう
令和6年度から、全ての都立学校において、自転車通学の際は必ずヘルメットの着用
を求めると。
2. せいと じてんしゃ つうがく かん きよか とどけで とうげこう じ じやうしややう
生徒の自転車通学に関する許可や届出において、登下校時の「乗車用 ヘルメットの
ちやくよう じやうけんまた ひつす じようもく くわ
着用」を条件又は必須項目に加える。

ほんこう ともうたつ したが いか じつし ほんごしや みなさま
本校においても通達に従い、以下について実施することとなりました。保護者の皆様にお
かれましてはお子様の命を守るため、通達の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたし
ます。

じてんしゃつうがくきぼうしや づうがくじ じてんしゃしやうとどけ まいとし ねんどとうしよ じてんしゃ つうがく ほん
自転車通学希望者は「通学時自転車使用届」を毎年（年度当初または自転車通学を始める
時）提出し、次の通りに安全に配慮して通学することを求めると。

1. 自転車通学をする場合には、「通学時自転車使用届」を提出し、所定の許可シールを自転車に貼る。
2. 自転車通学の許可には、自転車賠償責任保険の加入証明のコピー、自転車用ヘルメット所持及び使用の確認が必要になる。
3. 通学に用いる自転車は法令に準拠したものが必要になる。整備不良車（無灯火やブレーキ不良、防犯登録がないなど）は認められない。
4. 自転車以外（特定小型原動機付自転車、電動キックボードなど）は使用できない。
5. 上記が守られていなかった場合は年度途中でも許可が取り消される。

問合せ先

東京都立橘高等学校 定時制課程

〒131-0043 東京都墨田区立花 4-29-7

電話 03-3617-8311